国際協力NGO経営層のためのSDGsガイドブック

2016年度外務省NGO研究会

特定非営利活動法人
国際協力NGOセンター（JANIC）

はじめに

外務省は、国際社会が抱える様々な開発課題に取り組むにあたり、NGOとの連携を重視し、日本NGO連携無償資金協力等により資金協力を行う一方、国際協力NGOの能力向上・組織強化のために、平成11年度より「NGO活動環境整備支援事業」を実施しています。同事業のひとつである「NGO研究会」は、国際協力に携わるNGOが、国際的に活躍していくために必要とされる共通の課題や役立つテーマについて、調査・研究し、問題解決に向けた討議や改善策の提言を行うことを目的としている事業です。

本ガイドブックは、平成28年度「NGO研究会」のテーマのひとつとして、特定非営利活動法人　国際協力NGOセンターが実施した「NGOセクター全体が取り組める『持続可能な開発目標（SDGs）』モニタリング・評価ツールの作成」に関する研究会において作成されました。

2015年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（2030アジェンダ）が採択され、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）が掲げられました。

政府では、SDGs推進本部の下でNGOを始めとする広範なステークホルダーとの連携の下、今後の日本の取組の指針となるSDGs実施指針を策定しました。今後、公共・民間を問わずあらゆるセクターが連携し、SDGsの実施、モニタリング、フォローアップ・レビューを行っていく必要があり、その中でも国際協力NGOが果たす役割は極めて大きくなっています。本ガイドブックには、各NGOがSDGsを反映させた中長期計画や事業計画を策定していく上での必要な視点や具体的な方法が網羅されており、本書がNGOの皆様の今後の活動の一助になりますことを期待します。

最後に、本研究会の実施に際して、実施団体のみならず、セミナー・会合で貴重な知見を共有してくださった専門家の方々、過去の事例を共有し、調査・研究に貢献してくださったNGO関係者の方々等、皆様からいただいた御支援、御協力に対して心より御礼申し上げます。

外務省国際協力局
民間援助連携室
室長　関　泉

目次

はじめに …… 2

概要 …… 4

なぜ国際協力 NGO は SDGs に取り組まなければならないのか …… 4

SDGs ガイドブックとは何か …… 4

STEP1：SDGs を理解する …… 5

SDGs とは何か …… 5

国際協力 NGO が SDGs に取り組むべき理由 …… 7

STEP2：優先課題を決定する …… 8

SDGs の構成を理解する …… 8

★コラム①バングラデシュにおける SDGs の状況 …… 9

★コラム② SDGs 達成に向けたうれしい競争　～ケニアの場合～ …… 9

各団体の優先課題と SDGs の関係性を明らかにする …… 10

武力紛争の影響下にある国や地域、難民・国内避難民と SDGs …… 10

★コラム③パレスチナでの命の価値 …… 10

STEP3：SDGs を自組織の中期計画に反映させる …… 11

SDGs を中期計画に反映させる …… 11

他セクターとの連携に取り組む …… 12

★コラム④第 2 次札幌市環境基本計画への SDGs インプットに向けた連携事例 … 13

STEP4：コミュニケーションとアドボカシー …… 14

組織の活動を SDGs で表現し、他のアクターと相互に学習する …… 14

アドボカシー（政策提言）とアウトリーチ（普及・啓発） …… 14

★コラム⑤ SDGs に対する JICA の方針 …… 15

国際協力 NGO と SDGs …… 16

巻末資料：今さらきけない SDGs~ 市民社会の立場から …… 17

参考資料① SDGs・ゴール・ターゲット・指標一覧 …… 18

参考資料② SDGs の中期計画反映例（シャプラニール＝市民による海外協力の会） … 28

参考資料③ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ　採択までのプロセス図… 30

概要

なぜ国際協力NGOはSDGsに取り組まなければならないのか

2015年9月、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択された際、多くの国際協力NGOは、国連や政府関係者とともにその時を祝い、15年後の世界がひとつでも多くの目標を達成できているように努力を惜しまないことを誓った。SDGs策定のプロセスに多くのNGOやNGOのネットワークが、グローバル、地域、国レベルで関わり、テーマ別の意見聴取に参加した。今、世界は、貧困や格差の拡大に加え、地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻さを増し、このままではいずれ地球がもたなくなると言われている。さらに、世界各地で国粋主義や排他性や不寛容が広がり、市民社会の活動スペースが狭まっている。そのような現状の解決に向けて国際社会が合意した目標が、持続可能な開発目標（SDGs）である。平和で公正で持続可能な世界の実現を希求するNGOは、その存在意義をかけて、SDGsの実現に取り組まなければならない。

同時にSDGsはNGOにとってチャンスでもあり、国際協力NGOに、自団体の活動が国際社会全体の取り組みの中でどのように位置付けられるかを測る「基本尺度」を提供する。さらに、他のアクターとセクターを超えて協働・連携し相互に学び合うために必要な「共通言語」も提供する。SDGsを活用することによって、NGOは、分野や規模に関わらず、国際的に合意されたスタンダードに則って活動を計画し、実施し、評価し、報告することが可能になる。そのような取り組みを通じて、日本のNGOは、組織基盤強化を図ることができる（詳しくは STEP1 参照）。

そして何よりも忘れてならないのは、SDGsに取り組むことによって、NGOは、国際社会共通のビジョンである「誰も取り残さない、持続可能な世界の実現」に向けて、より効果的に貢献できるようになる。

SDGsガイドブックの目的

このガイドブックの目的は、日本のNGOが、自団体の中期計画や事業計画にSDGsを反映させたいと思った時に、その作業を進めるための実際的な手引きを提供することにある。このガイドブックを使って、中期計画や事業計画にSDGsを反映させる過程を通じて、日本のNGOは自らの活動をグローバルな視点から見つめ直すとともに、国際社会の一員としての立ち位置や役割をより強く意識しながら日々の活動に取り組むことが可能になる。

SDGsガイドブックとは何か

SDGsガイドブックは、基本的に国際協力NGOが活用できるものとして書かれている。同時に、国際協力NGOが国内で事業を展開する場合あるいは国内で活動するNPOと連携・協働する場合も活用できると考える。内容については、NGOの経営者・マネジメント層がどのように団体の中長期計画にSDGsを反映し活用するか、STEP別に示したものである。

▶SDGsガイドブックの使い方

1.自団体のミッションや目標を、国際的標準としてのSDGs、さらには、活動国が策定する国別のSDGsに照らし合わせて点検するツール

2.自団体の活動をSDGsで外部へ表現するためのコミュニケーションツール

3.自団体の活動をSDGsを使ってモニタリングしたり評価するためのツール

4.団体単位で保持・運用しているKPI（主要業績評価指標）を同分野・同地域で活動する他の活動団体（政府、企業も含む）と共有し、共通目標や共通指標づくりに向けた協議やその運用をする際の「共通言語」とするためのツール

5.上記1から4を実践できる人材を内部で育成するための教育ツール

STEP1：SDGs を理解する

［執筆者：今田　克司　（一財）CSOネットワーク 代表理事］

SDGsとは何か

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2015年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、国連加盟193カ国の全会一致で採択された。ミレニアム開発目標（MDGs）に続く2016年から30年までの15年間の国際目標で、基本的にMDGsと同様に、ゴール、ターゲット、指標の三層構造を持っている。ただし、MDGsが8つのゴール、21のターゲット、60の指標だったのに対し、SDGsには17のゴールと169のターゲットがあり、指標に関しては、2016年3月の統計委員会で合計230の指標が見直し前提で一旦合意に至っているが、今後も協議は継続ということになっている。MDGsから継承されている貧困根絶の取り組みを中心に据えた上で、持続可能な開発のための経済、社会、環境に横断的に関わる諸課題を広く包括している。

SDGsは、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（Transforming Our World: The 2030 Agenda for Sustainable Development）」と題された採択文書の一部を構成している。この「変革（Transformation）」はSDGsのキーワードで、「これまでどおり」では世界が立ちいかなくなるという危機感を表わしている。そして、SDGsのスローガンは、“Leave no one behind”（誰一人取り残さない）。MDGsが貧困の「半減」を目標としたのに対し、SDGsは「取り残された人々」に手を差し伸べようとしている。

SDGsの基本的な特徴には以下が含まれる。

1）5つの「P」を基本理念に据える。5つのPとは、People（人々）、Partnership（パートナーシップ）、Planet（「惑星」から転じて「地球環境」の意）、Peace（平和）、Prosperity（繁栄）。これらが採択文書の冒頭で謳われている。

2）SDGsは、普遍的（Universal）なゴールとして認識されている。これは、全ての国に等しく適用されるという意味で、MDGsが主に開発途上国を対象にした国際目標だったのに対し、SDGsは、変わりつつある地政学の中で、途上国、新興国、先進国といったそれぞれの「お国の事情」を持つ国々全てに適用される普遍的ゴールとして認識されている。

3）SDGsは、統合的な（Integrated）ゴールとして認識されている。これは、社会、経済、環境の諸側面を貫くものという意味で、17のゴールそれぞれを細切れにして捉えることはできないというスタンスを示す。特にSDGsの出自には、2012年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連持続可能な開発会議（いわゆるリオ＋20）があり、1992年の地球サミット以来続いていた国連における「持続可能な開発」の流れと、MDGs後の流れ（いわゆるポストMDGs）が統合したものがSDGsである。この開発と環境の融合に、現在の市場経済至上主義の下で進む経済格差の拡大を是正しようという動きが合わさって統合的ゴールになっている。また、気候変動（UNFCCCプロセス、パリ協定）、教育開発（例えば Education for All）、開発効果（ポスト釜山）、生物多様性（生物多様性条約）、防災（兵庫行動枠組みから仙台防災枠組みへ）など、社会開発や持続可能性をめぐるさまざまな国際プロセスが、SDGsという包括的なプラットフォームで議論されるようになってきている。

4）SDGsの実施には政府セクターのみならず、企業セクター・市民セクターなど、開発協力に関わる多様な主体が参画することで「持続可能な世界」を実現することが目指されている。特に国際協力NGOが2010年頃よりポストMDGsの議論に積極的に関わり、SDGs策定に大いに貢献したことは特記すべきことである。一般にコンサルテーションと呼ばれた国連主導の分野別、国別、地域別等の意見聴取に参加したばかりでなく、市民社会の複数のネットワークが独自にコンサルテーションを実施して提言書を提出した。こういった参加の経緯があり、一般にSDGsに対するNGOのオーナーシップ意識は高く、SDGsの実施局面においても関与を継続させようと考えている。その一方で、多くの市民社会組織（特にNGO）がこのプロセスへの関与で主張してきた点は人権を中心に置くことであったが、SDGs策定の最終段階の国家間交渉過程において、この人権中心主義が薄められてしまったと考えるNGO関係者も多い。したがって自分自身も参加したプロセスの成果物としてのSDGsに対するNGO全体の評価はばらつきがある。また、貧困や格差の現状は開発や環境の議論では解決できないと考える

NGOもあり、これらはより安全保障や紛争解決、貿易ルールといった分野を主戦場と考えている。

5）SDGsを各国レベルで取り組んでいくために、国連加盟国は、それぞれの国の事情にあった「SDGs実施指針」を策定することが求められている。日本においても政府のSDGs推進本部のもとで、さまざまな非政府アクターとの協議を経て、2016年末に決定した。ただし、注意しなければならないのは、SDGsが努力目標であるという点である。国際的な拘束力があるものではなく、各国内の「実施計画」や「実施指針」にしても、それだけで実効性を持つものではない。なお、SDGsは国以下の行政単位等でも実施することが求められている。

6）努力目標だからこそ、なのであるが、SDGsにおいてはフォローアップ＆レビューの必要性が強調されている。MDGsにおいてもモニタリングは大きな課題であったが、守備範囲が大きく広がったSDGsにおいては、この課題はとてつもなく大きい。そこで求められているのが市民の監視の目を強化することと、ICT（情報通信技術）の力を使って、民間（企業や市民）によるデータづくりを進めていくことである。前者に関しては、アカウンタビリティのかけ声とともに政府などの計画や方針を作った機関が「約束を果たす」ように市民が働きかけなければならず、後者に関しては、エビデンスをもとにした政策づくりの時代になっていることを念頭に、細分化されたデータを求め、あるいはつくっていかなければならない。特定の地域の特定のコミュニティにおける妊産婦死亡率は地域平均よりもずっと高いかもしれないし、特定の民族の特定の年齢層の就学率は地域平均よりもずっと低いかもしれない。「誰一人取り残さない」ことを実践するためには、必要なデータによる事実の把握を出発点としなければならない。

こういった特徴を持つSDGsの実践において、必要とされる態度は、自分たちの行動様式を振り返るということであろう。MDGsの時代に顕著であった「援助する側・される側」という二項対立図式は、MDGsの時代においてもNGOを中心に徐々にそれを疑ってかかるアクターが増えていったが、SDGsの時代においてはもはやそれが時代遅れになったという意識を持つべきであろう。そして、自分たちの行動様式を振り返るということは、そこから社会のあり方を考え、貧困や格差を生み出す世界の仕組みを変える（まさに Transformation＝変革）という意識につながっていく。日本のNGOも、途上国地域での社会開発事業の実施や日本政府・関係者への政策提言の蓄積を活用し、SDGsの達成に貢献していくことが期待されている。

国際協力NGOがSDGsに取り組むべき理由

このような時代背景において、国際協力NGOがSDGsを意識するのは至極当然のことと思える。では、より具体的には、国際協力NGOはSDGsへの主体的な取り組みを本格的に行うことによって、それを何につなげることができるのだろうか。ここでは以下の2つのポイントを指摘したい。これらを通じてSDGsをうまく活用したNGOは、それを自らのミッションやビジョンの達成に結びつけることができると考えられる。

1）国際的な枠組みであるSDGsをひとつの基本尺度として活用することによって、日本のNGOは、急速に変遷する世界状況の中で自身の取り組みがどのように位置付けられるのかを確認することができる。例えば、次のような問いかけが有用である。

- 自身の活動を振り返ってみて、SDGsのどのゴール、どのターゲットとの関連が高いだろうか
- SDGsのゴールやターゲットと自身の活動を結びつけて考えた時に、思慮が及んでいるべきなのに及んでいなかったこと、実践できていて然るべきなのにできていないものに思い当たらないか
- SDGsの「普遍性」に鑑み、NGOとしての取り組みと日本の国内課題との関連をどのように捉え、その意識を自らの計画や事業に反映させることができるか

これらの問いかけを経て、日本のNGOは、分野や規模に関わらず、自身のミッションや中長期計画の見直し、事業の方向性の検証の際に、SDGsの尺度を有効に活用できる。そういった作業の繰り返しにより、自らの組織基盤強化を進めることができると考える。

2）SDGsは、NGOにとどまらない、国際協力や開発のアクターにとって共通言語としての位置付けを確保しつつあり、したがってこの言語を駆使することによって、同じ目的を持って行動する他のアクター（国際機関、政府、企業、研究者等）と共通の土俵で議論をすることができる。例えば、次のような問いかけが有用である。

- 政府の実施指針であげられているSDGsのゴールやターゲットの力点が、自らの掲げる方向性と同じであれば、政府がその方針を効果的に実施するように政策アドボカシーを展開することが考えられないか
- どこか特定の企業が力点と考えるCSR方針のなかに、自身のNGOが優先的に取り組むSDGsのゴールやターゲットを見つけた場合、その企業と連携や協力関係を築いていくことを戦略的に考えられないか
- 自らが中心的に取り組むSDGsのゴールやターゲットが、特定の国や地域での優先課題として特定されていたら、その取り組みの真剣度をデータづくりや指標による進捗度チェックなどの手段で、研究者などと協力して継続的にウォッチしていくことはできないか

これらの問いかけを経て、日本のNGOは、SDGsという共通言語を駆使して他のアクターと実のあるダイアローグを展開し、自らの活動のインパクトを強化することができると考える。

このようにSDGsを活用することによって、日本のNGOは、活動計画、実施、評価、報告のサイクルをまわすことが習慣となる。そして、事業成果がSDGsとのリンクで可視化されるようになると、組織の人材育成にもつながり、新たなサポーターの獲得や連携のチャンスも生まれてくると考えられる。これらは、SDGsへの取り組みが総体としての組織基盤の強化につながることを指し示している。

STEP2：優先課題を決定する

［執筆者：今田　克司　（一財）CSOネットワーク 代表理事］

SDGsの構成を理解する

STEP1 の次は、日本の国際協力NGOとして、自らの優先課題をSDGsで読み解くことに着手してみたい。17あるそれぞれのゴールを概観する前に、まずSDGsにはさまざまなゴールやターゲットが含まれていることを意識してみよう。MDGs時代の伝統的な開発課題に加えて多くの環境課題（気候変動、陸や海の生態系）がカバーされていることは、開発と環境の融合から見て取れるが、それ以外にも、雇用、都市、移民、高齢化、災害など、これまではどこかの「枠」に収まりきれていなかった多くの課題もSDGsには網羅されている。

1）まず、SDGsの17ゴールを概観し、団体の活動と各ゴールとの親和性を見てみよう（巻末ゴールリスト参照）。その際、ゴールのレベルだけでなく、ターゲットまで見ることが肝要である。ゴールの字面だけでは想像が及ばないものが多くターゲットレベルで言及されている。例えば、ゴール3は、「あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」だが、ターゲットを見ると、「妊産婦」、「新生児死亡率」、「感染症」、「交通事故」、「性と生殖に関する健康」、「必須医薬品とワクチン」、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）*1」、「大気、水質および土壌の汚染」、「たばこの規制」など、ゴールを見ただけでは想定できないさまざまな課題が包含されている。これは他のゴールにも言えることで、注意が必要である。

2）次に、各ゴール相互の関連性を見てみたい。STEP1で述べたように、SDGsは、各ゴールが相互に関係・影響するため、従来以上に総合的な取り組みが必要となる（SDGsの「統合性」の特徴）。事業の実施や団体の取り組みにおいては、これらの関係や影響を配慮することによって、複数のゴール達成に貢献できるよう、効果の最大限化を目指すことが必要になってくる。17のゴールそれぞれを細切れに捉えて「私たちはこのゴールをやっていればよい」と考えるのは御法度である。例えば、小学校教育支援に取り組む場合、教室の増築や教員研修などを通じて教育の質を高める支援をする一方で、地域の児童労働や児童結婚の廃止、あるいは学校区内の保健衛生改善にも取り組むことで、子どもの通学が途絶えないようにするといったことが求められる。また都市と農村を結ぶ道路の建設は物流を改善することで経済成長への貢献が期待できるが、その過程で無制限に環境が破壊されたり、適切な補償なく地域住民の強制移転が行われたりすることがないように目配りするといったことも必要である。

3）そして、グローバルなゴールやターゲットに加え、国レベルでのSDGsに関連する動きを理解する必要性も忘れてはならない。SDGsにおいては、各国、各地域、コミュニティにおける文脈、特有の状況、開発レベルに応じた目標設定が求められている。現在、SDGsを活用して、国レベルの優先課題を抽出している国が多い。そのためNGOには、各団体の事業実施国におけるSDGsに関する動きを注視し、優先課題を理解し、各国のSDGs達成に向けた中長期の方針の設定を支援することが求められる。これに基づき、各団体の事業計画や既存事業の見直しや、各国のSDGsの取り組みに沿った活動計画の形成等を図る必要がある。この過程で特に大切になってくるのが現地のパートナー団体との協働である。開発途上国における現地NGOの能力向上に伴い、日本のNGOも現地NGOをパートナーとして事業を実施するケースが増えている。社会主義の国々で活動する際には現地の行政機関をパートナーとするケースもある。いずれにしても、現地の事情により精通しているのは現地側のパートナーであり、現地の主体性を尊重する観点からも、各国、各地域、コミュニティのレベルの目標設定にあたっては現地のパートナー団体との対話と協働が不可欠である。

*1「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）」:保健医療の情報やサービスに、料金について心配することなく、誰もがアクセスできる状況のこと。

コラム① バングラデシュにおける SDGs の状況

大橋　正明　聖心女子大学　文学部人間関係学科　教授

バングラデシュ政府は、SDGs実施に積極的かつ素早い対応を見せている。

2015年12月に発表された翌年からの第7次五カ年計画も、SDGsと一致したものであると明記しており、SDGsが公式に採択される前から、SDGsを意識的に組み込んだ基幹政策づくりを行っていた。さらに2016年1月には、SDGs実施に主に関わる16の省庁からなる「SDGsモニタリングおよび実施委員会」を結成した。続いて2月には、SDGsの169のターゲット全てについて、それぞれの正副責任省・部局名、各ターゲット実現のための主要なアクションを明記した「SDGsターゲット実施担当省マッピング」の原案が、計画委員会によって作成された。その後関係省・部局との調整を経て、このマッピングは6月に上記の委員会で公式に採択され、9月に132ページの冊子として公表された。今後は、SDGsのアクションプランを作成することと、そのために必要な費用を計算することになっている。その段階で、必要な外部資金の額も判明する予定だ。

ハシナ首相が委員長を務める計画委員会が事務局を担当することと、どのターゲットも取り残さないことに、政府の意気込みがよく表れている。首相がMDGsとSDGsが採択された両方の国連総会に参加したこと、MDGs実施で優秀な成績を収め「国連ミレニアム開発目標賞」を受賞したこと、第7次五カ年計画で2021年までに中所得国になると宣言していることなどが、その理由と考えられる。

市民社会側の動きも力強い。同国の民間シンクタンク「政策対話センター（Center for Policy Dialogue、以下CPD）」がこの動きをリードしている。CPDは、2013年にアジア・アフリカ・ラテンアメリカの49のシンクタンクのネットワーク「南の声」を結成し、SDGs作成に向けて、独自の調査に基づいた政策提言をグローバルに行ってきた。それらをまとめた「ポスト2015国際開発アジェンダに関する南の諸観点」を、2016年にイギリスで出版している。

国内では、「SDGsのための市民プラットフォーム」が2016年5月に設立され、著名な人権弁護士、市民団体リーダー、実業界リーダーなどが運営に当たっている。これに参加している28の市民団体は、開発NGOに加えて、アドボカシー団体、人権団体、女性団体、環境団体なども含まれる。主要な目的は、SDGs実施のモニタリング、必要な資源確保の訴求、実施過程の透明化、SDGsに関わる全ての関係者間の情報共有や調整であり、政府による「よいとこ取りを許さない」とも強調している。

しかし、政府と市民社会の公式な定期協議の場は確立しておらず、さまざまなイベントに政府関係者が参加したり、計画委員会がマッピング冊子を発表する場に市民団体を招く、といったレベルに留まっている。政府が好む団体とそうでない団体で扱いが異なる、という指摘もある。

一方、あるリベラル派の教授は、SDGsは妥協の産物で問題の根源に迫っていない、政府はロシア製原発や世界最大のマングローブ天然林に巨大な石炭火力発電所を建設中であり、持続可能な開発を本気で実現しようとしていない、と指摘している。

今後バングラデシュでSDGsがどうなっていくのか、目が離せない。

コラム② SDGs 達成に向けたうれしい競争　～ケニアの場合～

池上　清子　日本大学大学院　総合社会情報研究科 教授　国際情報専攻
米良　彰子　（特活）ハンガー・フリー・ワールド　地域開発・アドボカシー担当

ケニアでは、SDGsは全ての公的機関が包括的な取り組みをしなくてはならないという大前提が浸透し、目標達成のために誰が何をできるか省庁間でうれしい「競争」が始まっている。2016年6月頃から、各省庁が自分たちはどのように独自性を出しながら貢献できるかを考え、動きだしたのである。ケニアの場合、NGOとやり取りをしているのは通常、地方分権・計画省であるが、SDGsに関しては、新たな形の取り組みが始まった。NGOを軸に、分野・省庁別の縦割りでなく、横断的な取り組みへと向かっているのだ。実際SDGsフォーラム・ケニア（2016年結成）のコーディネーターは「今まで会話をしたことのなかった省庁とも話すようになった」と、さらに、多岐にわたった課題解決故に「多くの省庁が『我こそは』、そして『この動きに乗っておかないと』という空気が漂っている」とも言っていた。簡単にケニアがたどってきたここまでの道のりを紹介しよう。NGOはSDGsケニアフォーラムを結成し、実施計画のみならず、SDGsの取り組みに関して何が足りないかを伝えるべく、さまざまな省庁からのコンサルテーションにも意欲的に応じてきた。去る2016年の9月13日にはNGOを含む市民社会、企業、政府が国内実施計画に関してのロードマップに合意し、その翌日14日にケニア政府はケニアッタ大統領自ら出席し、SDGs達成への意気込みを市民に示す、という式典を開催した。

では具体的にどのように動き出したのか？まずはデータ収集をしっかりと行い、ベンチマークを明確にすることが大切、と言われており、ケニアの統計局が動き出した。どのようにデータ収集を行っていくのかを話し合う、マルチステークホルダーのブレスト会合に何度か出席したが、統計局が通信会社、NGOと組んで、今までにない新しい手法でさまざまなデータを集計、分析しようとしていたのが印象的だった。まさに誰一人取り残さない世界に向けて、イノベーションを取り込んだ対応策の話を、今後も聞けることを楽しみにしている。

各団体の優先課題とSDGsの関係性を明らかにする

SDGsの構成と内容を理解した後、国際協力NGOとして考えるべきことは、自らの事業・活動を見て、その事業がもたらしうる影響を洗い出し、それが関連するSDGsのゴールやターゲットを特定することになる。それは、例えば次のようなステップを踏むことによって可能となるだろう。

（1）自団体が行う事業一覧をつくり、それらを団体のミッションとの近接性、社会にもたらすインパクト（事業が直接もたらすインパクトや間接的なインパクトを含め）の大小、団体内外の関係者にとっての重要性などの尺度で団体にとっての優先順位をつけてみる。

（2）次に、優先度が高いと判定された事業から、SDGsのどのゴールおよびターゲットとの関連性が深いかを検証する。団体が事業を行う実施国における国もしくは行政単位でのゴールとターゲットの存在を確認し、それらとの関連性についても確認する。

上記のような準備を行った後、STEP 3で後述するとおり、自団体の中期計画や事業計画にSDGsを反映させる作業へと進んでいくことになる。

武力紛争の影響下にある国や地域、難民・国内避難民とSDGs

さて、前にも述べたとおり、国際協力NGOが自団体の中期計画にSDGsを反映させようとする際には、その前提条件として、支援先の国や地域におけるSDGsへの取り組みを調べる必要があるが、そこが武力紛争の影響下にある場合は、行政機能が極端に弱体化していたり公平性を著しく欠く場合もあり得る。また難民や国内避難民への支援においては、滞在先の行政機関が支援の提供に消極的になることもある。このような場合、NGOはSDGsにどのように取り組んだらよいのだろうか。また自分たちの役割をどのように考えるべきだろうか。以下のパレスナチのケースをもとに考えてみたい。

コラム③ パレスチナでの命の価値

池上　清子　日本大学大学院　総合社会情報研究科 教授　国際情報専攻

パレスチナは2、3年ごとにイスラエルとの武力衝突がおき、紛争中ともいうべき状態である。パレスチナ暫定政権（Palestine Authority: PA）も市民社会も、SDGsに関する情報は持っているが、実行に向けた具体的な取り組みは始まったばかりだ。それは、「誰一人取り残さない」というSDGsの概念がパレスチナにとっては、さらに重要な課題となっているからである。次に提示する2つのNGOの活動の中からも見て取れる課題である。

ベツレヘム・フェアトレードのスーザン会長はSDGsとの関連で3点を強調する。①Decent workの推進である。具体的には、労働環境を改善しない工場とは取引しないという原則を貫く交渉力を女性が持てるよう指導している。②女性向けの雇用創出である。自立に向けた経済的なエンパワーメントを目指している。③ローカルパートナー（障がい者団体など）との連携をさらに強化して、ネットワークを構築している。

女性のためのガンセンター（Dunya）のヌフズ女医は、女性の死亡原因として高いのは、乳がんや子宮がんであり、クリニックで診察を受ける段階でレベル2～3となっているため、死亡率が高いと指摘する。市民の移動はイスラエルによって制限されており、特に、ガザ地区の住民を、放射線治療ができる高度な病院に送ることが容易ではない。そこで、早期発見と有効な治療のために、移動診療車を使って、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジを促進している。放射線治療の機材の輸入は、兵器にも転用可能として許可が下りない。パレスチナ領である東エルサレムにある多くの小学校で、予防接種がいきわたっていない時期があった。政治的にPAは動かない、イスラエルは反対という状況のもと、Dunyaの親組織である「保健関連委員会（HWC）」がユニセフなどと協力して予防接種を実施した。

このように、公的サービスをNGOが補完している姿は、むしろ、紛争下でより多くみられるのかもしれない。

SDGsの掲げる概念に対応可能なNGOが、PAに替って対応しているパレスチナである。しかし、全体のネットワークを構築するには、政治的な幸運と時間がかかりそうだ。

STEP3：SDGs を自組織の中期計画に反映させる

［執筆者：定松　栄一　（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）事務局長］

SDGsを中期計画に反映させる

SDGsの究極的な目的は、経済と社会と環境の調和が取れ、地球上の全ての人の基本的人権が保障され、貧困や暴力や差別から解放される世界の実現である。NGOは、それぞれに独自のビジョンやミッションを掲げて活動しているが、上に述べたSDGsが目指す世界は、どのNGOビジョンやミッションとも、なんらかの形で、重なったり共通する部分があるはずである。

したがって、NGOの経営層がSDGsを取り込んでいく最も効果的な方法は、自団体の中期計画にSDGsの視点を反映させることである。あるいは、既に中期計画が存在する場合に、SDGsの視点から振り返りを行い、自団体の目標や活動がSDGsとどのようにつながっているかを整理・分析することである。

以下、①既にある自団体の中期計画にSDGsを反映させる場合と、②SDGsを反映した計画を新たにつくる場合の、二つのパターンに分けて見てみよう。

①既にある中期計画にSDGsを反映させる

例えば、シャプラニール＝市民による海外協力の会は、2016年3月発行の会報「南の風271号」において、自分たちの活動とSDGsにどのような共通性があるかを分析している。同会は、すでに2007～2011年の中期方針において、自らの経験に基づき、南アジアの経済・社会の発展から「取り残された人々」を主な支援対象として活動を続けてきた。2015年にSDGsが「誰一人取り残さない（Leave no one behind）を基本方針として掲げたことで、シャプラニールの活動は一気に国際社会全体の開発目標に近づくことになった。そこで2016～2020年の中期方針では「誰も取り残さない」を「シャプラニールの5つの価値観」のひとつとして明記している。その上で、自分たちの事業とSDGsの17のゴールを照らし合わせ、巻末の参考資料②のとおり、ゴール1（貧困）、4（教育）、5（ジェンダー平等）、8（ディーセントワーク）、10（格差の是正）、11（持続可能なまちづくり）、12（持続可能な生産と消費）、16（平和、正義、有効な制度）、17（目標達成に向けたパートナーシップ）と自団体の事業とが特に密接なつながりがあることを確認している。

このように自団体の中期計画や中期方針をSDGsの視点から捉え直すことによって、NGOは自分たちのビジョンやミッションが世界共通の開発目標とどのようにつながっているかを確認することが可能になる。

②SDGsを反映した中期計画を新たにつくる

SDGsを反映した中期計画を新たに作成するという方法もある。例えばACEは、SDGsのゴール8のターゲット7にある「2025年までに全ての形態の児童労働を撤廃する」を団体全体の目標に据え、ビジョン・ミッションの見直しも含め、新たに中期計画の策定を進めている。

実は「2025年までの全ての児童労働の撤廃」は、SDGs採択以前から、ILO（国連国際労働機関）の国際目標に掲げられてはいたが、関係者以外にはほとんど知られていなかった。

一方、ACEは2012年に策定した長期ビジョンで「2022年までに児童労働を20人に1人にする」（2013年時点では9人に1人）と独自の目標を掲げており、国際的な目標との関連性をそれほど考慮していなかった。

しかし、児童労働の全廃がセクターを超えた世界共通の目標としてSDGsに明記されたことを受けて、ACEは自らの立ち位置を見直す必要に迫られた。と言うのも、現在、世界には1億6800万人もの児童労働者が居り、これをあと9年でゼロにするのは、ACE以外のアクターにも動いてもらうことが必要であり、そのためには直接支援だけでなくアドボカシーを含むイノベーティブなアプローチが重要になってくるからである。

ACEの代表が、国連のSDGsサミットに合わせてニューヨークに出張した際、世界の名だたる企業がSDGsをいかに経営戦略に取り込んでいくかについて真剣に議論している様子を目の当たりにしたことや、その後に参加した研修で、「あるべき社会」から団体の役割や活動を考えること（アウトサイド・イン）の大切さを学んだことも、SDGsを起点に団体のやるべきことを考え直すきっかけになった。

ACEが、今後どのような方針を立てて活動に取り組んでいくかを考える上で、参考にしているのが2015年3月にイギリスで成立した「現代奴隷法」だ。この法律によってイギリスの企業は、自社のサプライチェーンにおける人身売買や強制労働の有無をチェックしたかどうかを公表することが義務付けられた。他方、日本では労基法や風営法に照らして児童労働と判断し得る事例が少なからず存在してい

るにも関わらず、そのような法律が存在しない。さらに、EU諸国で事業展開している企業に原材料を収めている日本の中小企業から、自社のサプライチェーンにおける児童労働の有無をチェックしたいのだが方法がわからないといった問い合わせも来るようになっている。このように日本企業の関心も徐々に高まっており、企業が社会課題の解決に果たす役割が大きくなれば、NGOもそのパートナーとしての役割を果たせるようになるべきではないのか。

以上を踏まえて、ACEでは現在のビジョンやミッションを見直すことも含めて、SDGsにある「全ての児童労働をなくす」という目標を自団体の目標に据えて中期計画を策定する作業を2016年1月から進めており、2017年4月に公開される予定である。

他セクターとの連携に取り組む

国際協力NGOがSDGs達成のために努力するのは当然であるが、SDGsが掲げる目標の大きさや複雑さを考えれば、例え全力で取り組んだとしても、NGOだけで目標を達成することは不可能である。NGOも他のセクター（例:行政、企業等）と連携していくことを積極的に考えていくべきである。

NGOと行政あるいは企業等との連携はこれまでにも取り組まれてきてはいるが、SDGsはこれを一層力強く進める重要な契機となる。なぜなら、本書の概要「SDGsガイドブックの使い方」で示したとおり、SDGsはNGOが同分野・同地域で活動する他の活動団体（政府、企業も含む）と共有し、共通目標や共通指標づくりを進める際の「共通言語」となり得るからである。

異なる二つ以上のセクターが連携しようとする場合、何のために連携するのかについて共通理解を持つことが大切である。ところが、例えばNGOと企業が連携しようとする場合、これまでは、あるNGOが開発途上国の農村地域の小学校教育の改善を目的として企業と連携しようとしても、企業側の最終的な目的はその国の市場への自社教材の販路の拡大であったりした。しかしSDGsが採択され、その中で企業の果たす役割が明記されたことによって、今後企業はSDGsの達成をより強く意識してNGOとの連携に取り組むようになるであろう。

先の例を使えば、SDGsで定められている教育に関するゴール（Goal 4）すなわち「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」ことが究極的な目標であって、この達成のために貢献していくことが、NGO・企業を問わず、連携の目的となり得る。その結果、例えば、「農村の富裕層だけが購入できるような高価な教材を開発すること」は、SDGsの観点から見れば、例え企業であっても、もはや適切な目標にはなり得ない。むしろ「貧困層にも購入可能な価格帯で質の高い教材を開発し、それを女子や少数民族出身者などを含む多くの子どもたちに広く普及していくことによって企業としての利益も確保していくこと」が目標となる。そして、そのような目標を日本の企業が単独で達成することは困難であるため、開発途上国の貧困層の生活実態について豊富な知見や経験を有するNGOと連携するインセンティブが企業側に働く。一方、上に挙げたように貧困層にも裨益する包摂的な事業を展開することを企業が目標にすれば、NGOも企業が持つ教材開発のノウハウを活用しながら自団体の教育事業を展開しやすくなる。このようにSDGsは、NGOにとって他セクター連携を進めるための、有効なツールになり得る。ただし、そのためには日本の企業がNGOと連携するインセンティブを正しく理解するようにNGO側からも積極的に働きかけることが必要である。企業とNGO（日本あるいは途上国の）は、お互いの強みを理解した上で対等な関係を築くことが求められるが、これは簡単な関係構築ではない。企業側がこれを正しく理解しないと、企業が途上国での新たな機会を単なる「ビジネスチャンス」と捉えて単独で事業を展開したり、対外的なアピールの文脈でCSR・社会貢献事業を構想してしまうかもしれない。いずれの場合も、SDGsの理念を追求することにはならないのである。

一方、SDGsは、NGOにとって「企業ウォッチ」の重要なツールにもなり得る。社会貢献に関心を示し具体的な活動を展開する企業が増えてきている一方で、開発途上国に進出する過程で環境破壊や土地収奪を起こしている企業が存在するのも事実である。また商品を製造・販売する過程で児童労働などの問題が発生することもある。NGOが連携相手となる企業を選ぶ際には、候補となっている企業がそのような問題に関わっていないかスクリーニングすることが必要である。その際にSDGsの環境や労働、人権に関わるゴールを参照することが役に立つ。さらにはSDGsを使って、企業がこれらの問題解決に自ら取り組むためにNGOと連携するように促すといったより積極的な関わり方も可能である。例えば、海外の例ではあるが、スウェーデンの大手家具メーカーであるIKEA（イケア）が、海外の自社製品の製造ラインにおいて児童労働の問題が発生しないようにセーブ・ザ・チルドレンという子どもの権利擁

護NGOに協力を求めたことが、その後の両者のグローバルな連携・協力関係の形成につながっている。

ここまで企業の例を中心に、NGOとの連携の可能性や意味について見てきたが、SDGsを軸とするセクター間連携の可能性はNGOと企業のみにとどまるものではない。日本政府がSDGs実施指針を策定し、今後、その実施が各自治体レベルで始まるのに伴い、NGOと自治体との連携の可能性も出てくるはずである。実際、まだ数は少ないが、そのような取り組みは既に始まっている。以下、札幌市とEPO北海道の事例を見てみよう。

コラム④ 第２次札幌市環境基本計画への SDGs インプットに向けた連携事例

佐竹　輝洋　札幌市環境局環境都市推進部環境計画課調査担当係長
大崎　美佳　環境省北海道環境パートナーシップオフィス（EPO 北海道）

「次の札幌市環境基本計画をどのような計画にするか。」――2016年春、計画担当となった佐竹の悩みであった。

札幌市では、環境保全施策の総合計画である「札幌市環境基本計画」を1998年に策定し、これまで環境政策の推進を行ってきた。この計画の期間が2017年度で終了となることから、次期計画（第2次札幌市環境基本計画）*2を策定するため、その検討を開始しようとしていた。

札幌市は2008年に「環境首都・札幌」を宣言し、世界に誇れる環境都市を目指し、気候変動対策や生物多様性保全に向けた取り組みなどさまざまな環境政策を率先して進めていたが、この計画において「次の一歩」をどのように進めていくか、当時、その方向性は見えていなかった。

そのような中、この計画の検討について審議を行う「札幌市環境審議会」の委員として参画している環境省北海道環境パートナーシップオフィス（EPO北海道*3）の大崎より、この環境基本計画の中でSDGsを位置付け、他の自治体に先駆けて環境分野からSDGsへ貢献ができないか、という提案があった。

EPO北海道は、持続可能な地域づくりに向けて環境関連のさまざまな団体や企業、国や自治体、そして市民とのパートナーシップづくりを強みとする、環境分野の中間支援組織であり、SDGsに関する市民や市民団体向けのワークショップなどを開催するなど、当時からSDGsに関する知見とその発信のノウハウを蓄積していた。札幌市への提案にあたっては、国内で行政計画にSDGsを位置付けているところはなく、この計画にSDGsを掲げることで札幌市が自治体として世界の課題解決にも貢献するトップランナーになれると考えていた。また、道内最大都市である札幌市が先陣を切ることで他市町村への普及効果が期待できるとともに、SDGsが「総合的なゴール」であることから分野別で考えられがちな政策を、改めて広い視野を持って検討する必要があることに行政側にも気付いてもらうことも期待していた。

札幌市の中でも、SDGsの採択については理解していたものの、計画検討における関係者のSDGs認知度が高くない中、環境基本計画にどのように位置付ければよいか、また、それを市民へ周知し、普及していくためにどうしていけばよいか悩んでいたことから、SDGsに関する情報収集や計画への位置付け方やSDGsの活用方法などについて、EPO北海道と連携して進めることとした。

この計画策定の中で、EPO北海道が審議会において、国内外のSDGs動向の情報提供を行い、計画にSDGsを組み込む意義を発信することで、札幌市関係者、審議会委員へSDGsの存在を位置付けることを行っており、札幌市としてもその意見や情報を踏まえ、計画の検討を行うことができている他、審議会以外でも、SDGsに関する情報交換や意見交換を行うことで、計画への位置付けに際し大きな貢献を行っている。

連携内容としては、他にも、中間支援組織であるEPO北海道の強みを活かし、札幌の将来像の検討に向けた市民や市民団体などを対象としたワークショップ、札幌市在住外国人との対話などを協働で実施することで、さまざまな立場からの意見を聴き、次期計画へ反映していくための作業を行っている。

次期計画は2017年度中に策定されるため、現在、引き続き計画内容の検討を行っているところであるが、このような連携の下、計画におけるSDGsを踏まえたさまざまな環境施策の検討を行うプロセスに市民や事業者等の参画の機会を増やしていくことで、施策の情報や取組内容の広い周知につなげるとともに、環境保全行動の促進を図っていくこととしている。

*2　第2次札幌市環境基本計画の策定プロセスは「第10次札幌市環境審議会」のホームページで公開：http://www.city.sapporo.jp/kankyo/shingikai/kankyo_shingikai/

*3　EPOは、環境省が「環境教育等推進法」に基づいて、各地の地方環境事務所と非営利団体が協働で運営を行う（北海道では、環境省北海道地方環境事務所と（公財）北海道環境財団が運営）、地域の環境保全や課題解決に向けて協働取組やESD（持続可能な開発のための教育）を推進する拠点である。EPO北海道では、持続可能な地域づくりに関わる国内外の動向を北海道内へ発信することも役割のひとつとしており、SDGsに関わる情報発信やそれを踏まえ持続可能な北海道を考える場づくりを2014年から行っている。

STEP4：コミュニケーションとアドボカシー

［執筆者：定松　栄一　（特活）国際協力NGOセンター（JANIC）事務局長］

組織の活動をSDGsで表現し、他のアクターと相互に学習する

SDGsを自組織の中期計画や日常の活動に反映させることができたNGOは、自分たちの活動を、関連するSDGsのゴール、ターゲット、指標を使って説明することも可能になる。

例えば、開発途上国で初等教育支援に取り組んでいるNGOの場合は、SDGsのGoal 4のうち、ターゲット4.1「2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育および中等教育を修了できるようにする」ことに貢献しています、と説明することができる。

さらにこのターゲットの進捗や成果を測る指標として、初等教育に関しては、小学校2年生または3年生時点での就学率、小学校卒業時点での就学率、および読解と算数の学習到達度を示すように定められているので、NGOもこれに該当するデータを事業地で収集することによって、自分たちの活動の進捗や成果を世界共通の指標を使って説明・報告することが可能になる。

そのことによって、NGOが日本政府や国連機関、企業等へ助成申請をする際に、自団体の事業を説明・報告することが容易になるだけでなく、国際的な枠組みに沿って活動に取り組んでいることをアピールできる。このことはNGOを支援している会員・寄付者への報告や説明責任（アカウンタビリティ）の観点からも重要である。

さらに、NGOがSDGsを活用して事業の立案、実施、モニタリング、評価を行うようになると、NGO間はもちろん、NGO以外のセクターともSDGsを「共通言語」として相互の学習が容易になる。

今後、国際協力の世界においては、政府、国際機関、企業、アカデミア、NGO等を問わず全てのセクターにおいて、SDGsのゴール、ターゲット、指標を用いて活動するケースが増えてくるであろう。また日本国内における教育の領域においても、SDGsを実現させるためには市民一人ひとりの行動変容を促す必要があるとの観点から、「持続可能な開発のための教育（ESD）」への取り組みがより一層強化されるであろう。NGOも、例えば、国際協力機構（JICA）の国内機関と連携してESDに取り組むことなどを通して、従来はアクセスしにくかった学校教育現場でも活動を展開できるようになるかもしれない。

全てのアクターが共通のゴールやターゲット達成のために力を結集することになるので、連携を通じて国際協力がこれまで以上にスケールアップし、より大きなインパクトをもたらすことが期待できる。また、全てのアクターが共通の指標を使って各自の事業のモニタリングや評価を行うことで、総和としての活動計画の進捗や成果を計測することも可能になってくる。

全てのアクターが共通の指標を使って事業の評価を行えば、どのような活動を行い、どのように役割を分担すれば、より効果的にSDGs達成に貢献できるかについての学習もまた可能になるであろう。

アドボカシー（政策提言）とアウトリーチ（普及・啓発）

NGOとしてSDGsを意識するということは、自組織の事業をSDGsのゴール、ターゲット、指標を使って説明するだけでなく、SDGs達成に向けた世界的な取り組みに対し、専門的知見を持った組織としての「応分の責任」を果たしていくことを含意する。すなわち、NGOとしてよりアドボカシーやアウトリーチに力を入れていくことが求められる。

1）日本政府の援助政策に関するアドボカシー

SDGsでは今まで以上に民間セクターの果たす役割がクローズアップされてきているとはいえ、開発途上国支援において各国政府や国連機関など公的セクターが引き続き重要な役割を果たさなければならないことに変わりはない。特にSDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という理念を現実のものとするには市場メカニズムだけでは限界がある。そもそも、基本的人権に関わる事項は本来各国政府が責任を持って国民に保障しなければならないものであるが、NGOとして、人権擁護を基調にした取り組みが広がることに貢献することが、SDGsの時代において一層求められている。日本政府の援助政策が単に「民間資金の呼び水」的な役割を果たすことに終始することなく、「誰一人取り残さない」世界の実現に積極的な役割を果たすようNGOはアドボカシーを行っていかなければならない。

2）日本国内向けの政策がSDGsに合致するように仕向けるアドボカシー

MDGsが開発途上国向けのゴールであったのに対し、SDGsは先進国を含む全ての国に達成が求められているゴールである。そしてSDGsのゴールの中には日本もその達成に向けて今後具体的な施策を実施していく必要があるものが含まれている。NGOには、途上国コミュニティにおける現場の取り組みをもとに、途上国の課題と日本国内の課題の近接性に現場感覚として気付いている団体も少なくない。そのようなリアリティ感覚をもとに、日本政府をはじめ政策立案に影響力を持つ主体がSDGsに合致するような政策を導入し実施していくように働きかけなければならない。

3）日本国外と国内の課題に共通項があることを示すためのアウトリーチ

MDGsの時代までは、依然として日本をはじめとする先進国がソリューション（解決策）であり、先進国から途上国へ知見を移転するという一方通行の発想で取り組まれる傾向があった。しかしSDGsの採択により、各国間で問題意識を共有し相互に学び、同時並行で課題解決に取り組み、アドバイスし合うアプローチが求められている。開発のあり方が変化してきている。日本の市民社会も援助国として、またさまざまな課題を抱える国として開発NGO・NPO、国内課題に取り組むNPOが連携して達成に向けて取り組んでいく必要がある。NGOは日本国外と国内の課題に共通項があることを政府や企業そして自らが属する市民社会に対しても普及・啓発していかなければならない。

コラム⑤ SDGs に対する JICA の方針

小泉　優子　（特活）国際協力 NGO センター（JANIC）　調査・提言グループ

日本のODA実施機関である、国際協力機構（JICA）でも、これまでの日本の知見・経験、60年に及ぶ開発協力の経験を踏まえ、SDGs達成に向けて以下の3本の柱に取り組むことを宣言。2016年9月に公開された、JICAのSDGsポジションペーパー（総括編）[*4]は、包摂性・持続可能性・強靭性を兼ね備えた、質の高い成長と、それを通じた貧困撲滅を重点課題とした開発協力大綱に基づいて、①なぜSDGsに取り組むのか、②どのエリアに③どのように取り組むのかという構成で、作成されている。

簡単にまとめると、①「国連で採択されたから」ではなく、人間の安全保障の理念に通ずるところから、②特に、JICAが知見を有する、10のゴールを中心に、包括的に、③影響力のある革新的な方法を用いて、達成していくということを述べているものである。

（1）JICAは、国際社会の平和、安定、繁栄を目指し、人間の安全保障と質の高い成長を実現する。SDGsは、この理念を加速、推進するものであり、JICAはリーダーシップを発揮しゴールの達成に積極的に取り組む。
（2）JICAは、我が国自身と開発協力の経験を活かし、SDGsの10のゴールについて中心的役割を果たす。
【飢餓・栄養（Goal2）、健康（Goal3）、教育（Goal4）、水・衛生（Goal6）、エネルギー（Goal7）、経済成長・雇用（Goal8）、インフラ・産業（Goal9）、都市（Goal11）、気候変動（Goal2）、森林・生物多様性（Goal15）】
（3）JICAは、SDGs達成を加速するため、国内の知見の活用、国内外のパートナーとの連携、イノベーションを図り、SDGsの達成に向けてインパクトを確保する。

例えば、既に、フィジーやキリバスでは、このSDGs実施方針を踏まえた「生活習慣病対策プロジェクト」[*5]も開始されている。生活習慣病は日本を含むアジアでの死因の1位である。これは、先進国と途上国が同じ課題を持つ時代となっていることの象徴であり、JICAでは従来どおりの2国間援助とともに、お互いに学びあいながら解決していく体制も強化していく。今後は、このような案件が続々と出てくるのであろう。

一方で、貧困問題は、最終的に達成できればよいというものではないと言いつつも、究極的なゴールとして位置付けられており、この貧困問題を全体として取り組む姿勢にはさまざまな意見や評価がある。具体的には、本ポジションペーパーにおいて、JICAは途上国の人材育成・能力開発、政策・制度の改善、社会・経済インフラの整備を支援し、公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減を図るということについて、言及している。捉え方によっては、質の高い成長が目的となり、結果として貧困撲滅が達成されるというような、直接的かつ具体的な貧困対策の欠如という問題傾向があるとして考えられるのではないか。

パートナーシップも大きな課題であるSDGsをJICAと協働して達成していく中で、如何にNGOの問題意識を共有しながら、現場への近さや、取り残された人たちへの支援ができるというNGOの強みを活かして事業実施できるかが鍵となる。

*4　参照：https://www.jica.go.jp/aboutoda/sdgs/ku57pq00001qfok2-att/JICA_torikumi.pdf
*5　参照：https://www.jica.go.jp/project/all_oceania/003/index.html

国際協力NGOとSDGs

SDGsは多様な関係者間での2年以上に及ぶ交渉の結果まとまった。その過程でミレニアム開発目標（MDGs）では取り上げられなかった多くの課題がゴールやターゲットとして新たに盛り込まれた一方で、個々の課題については、より包括的な国際条約が既に存在していたり、逆にそれまでに積み重ねてきた議論が完全には反映されていないものもある。しかし、それでも、総体としてのSDGsは、それまで別個に扱われてきた経済・社会・環境の三つの領域の課題をひとつの枠組みに統合するとともに、誰も取り残さない、持続可能な世界の実現のために、全ての人々が協力して取り組むべき共通の目標を定めた画期的なものである。SDGsが指し示す世界のあり方は、これまで私たち国際協力NGOが長年にわたって「こうあるべき」と主張してきたことと極めて近似性・親和性が高い。しかも、企業を含むNGO以外のセクターの関心もMDGsとは比較にならないほど高まりつつある。NGOが、基本尺度・共通言語としてのSDGsを駆使し、マルチセクター連携を推進し、自らの力を最大化する好機である。

巻末資料：今さら聞けない SDGs~ 市民社会の立場から

［執筆者：今田　克司　（一財）CSOネットワーク 代表理事］

持続可能な開発目標（SDGs）については、既にさまざま概説も出回っており、情報収集するのは難しくない。基本的なポイントだけでも、

- 2015年の国連持続可能な開発サミットで国連加盟国193カ国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれていること
- 17の目標と169のターゲットから成ること
- 2015年を期限とする国際目標ミレニアム開発目標（MDGs）に取って代わる国際目標で、MDGsが主に途上国を対象とするものだったのに対し、SDGsは先進国と途上国に等しく適用されるものであること
- 主に国際開発の分野におけるMDGsの後継目標であると同時に、環境・持続可能性の分野の国連会議、2012年の国連持続可能な開発会議（いわゆるリオ＋20）で議論されたもので、開発と環境の分野を統合する国際目標であること

などが解説されている。

一方、国際協力NGOに携わる者としては、NGOならではのSDGsに関する理解をしておきたい。そこで、市民社会の立場から見たSDGsについて、外せないと思われるポイントを3点、列挙してみる。

（1）持続不能な世界、したがって必要なのは「変革」であって「改革」ではない

ここ10年ばかりの間に、世界規模の「危機」と呼ぶべき状況が頻発している。エネルギー危機、食糧危機、気候変動がもたらす危機（気候危機という言い方は日本語では普及していないが、英語では一般に使われるようになっている）、そしてよく知られている2008年の世界金融危機。これらは全て、世界の持続可能性に強い警鐘を鳴らす事態といえる。SDGs策定過程においても、この危機意識は各国首脳や国際機関、市民社会の間で共有された。そしてその共有意識は、世界に必要なのは「変革」もしくは「変革アジェンダ」であるという呼び声に収れんされていった。「改革」が、それまで積み上げてきたものの延長、軌道修正、変更で成り立つのに対し、「変革（transformation）」は、それまでの積み上げを一度壊して、新たなものを確立することを示す。世界に「変革」が必要との強い認識は、市民社会がSDGs策定過程が始まる前から説いてきたものであり、今後もその意識を持ち続けていくことは大切だ。

（2）市民社会も策定に深く関与したSDGs、実施を着実に

SDGs策定過程は、市民社会の関与が広範かつ重層的に見られた点において、MDGsの策定プロセスと大きく異なる。コンサルテーションと呼ばれた意見聴取・集約の作業は、国連主導で地域別やテーマ別でなされた他、市民社会も Beyond 2015、GCAPなどの国際ネットワークが中心に行った。開発の現場に近いNGOなどから新しい開発目標の優先課題について意見を聞き、それを報告書の形などで発表することで、SDGs策定過程へのインプットへと昇華させていった。加えて、SDGsのゴールやターゲットのドラフトができた後は、細かい文言に至るまで、国、分野、国連メジャーグループの仕組み、その他の経路を使ってロビイングを繰り広げた。こういった経緯があるため、多くの市民社会組織にとって、SDGsは「自分たちの参加でつくったもの」という思いも強い。一方で、その思いが強いからこそ、多国間交渉を経て「薄められてしまった」～特に「変革」や人権の理念が弱まった～最終文書への失望感を隠せない市民社会関係者も多い。いずれにせよ、市民社会はSDGsをつくった当事者でもあり、SDGs実施に関しても、「誰一人取り残さない」の理念に沿ってこれが着実に実施されるように推進していく役割を担っている。

（3）開発NGOと環境NGOの接近、さらなる連帯へ

SDGsに開発と環境の分野を統合する国際目標としての位置付けがあることは、既に基本ポイントとして言及したが、NGOにとって開発、環境、人権の分野の接近はこれに先立って起こり始めており、SDGs策定過程は、これをさらに加速させるものとなった。例えば、気候変動の問題は、環境NGOが着目してきていたが、気候変動の負の影響をいち早く受けるのは社会のなかの脆弱な層であることを、「気候正義」という言葉を使って人権アプローチを採用する開発NGOなどが指摘し始めていた。また、SDGs策定過程において、環境と開発分野のNGOは、市民社会リフレクショングループというグループを形成し、「公正なくして未来なし（No Future Without Justice）」という報告書を作成、リオ＋20が開かれた2012年6月に発表した。「地球システムの境界」（Planetary Boundaries）という概念を使って地球が有限な土地や資源によって成り立っていることを議論の出発点とし、成長言説に異を唱えている。気候変動、生物多様性、安全な水などの議論が開発と環境の結節点で使われ始めており、開発NGOと環境NGOの意識の共有はSDGsによって広がっている。今後NGO間で求められるのは、開発と環境にとどまらない分野を超えた理念の共有をもとにした連帯であり、SDGs実施段階は、それを実現していく大きなチャンスといえる。

1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

End poverty in all its forms everywhere

ターゲット	指標（仮訳）
1.1 2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	1.1.1 国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション（都市 / 地方）別）
1.2 2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	1.2.1 各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢別）
	1.2.2 各国の定義に基づき、あらゆる次元で貧困ラインを下回って生 活している男性、女性及び子供の割合（全年齢）
1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	1.3.1 社会保護制度によって保護されている人口の割合（性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別）
1.4 2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	1.4.1 基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合
	1.4.2 土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有し又土地の権利が安全であると認識している全成人の割合（性別、保有の種類別）
1.5 2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	1.5.1 10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、負傷者数
	1.5.2 グローバル GDP に関する直接的な災害経済損失
	1.5.3 国家レベル、地方レベルの防災戦略を有する国の数
1.a あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	1.a.1 政府によって貧困削減計画に直接割り当てられた資源の割合
	1.a.2 全体の国家財政支出に占める必要不可欠なサービスの割合（教育、健康、及び社会的な保護）
1.b 貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	1.b.1 女性、貧困層及び脆弱層グループに重点的に支援を行うセクターへの政府からの周期的な資本投資

2 飢餓をゼロに

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture

ターゲット	指標（仮訳）
2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	2.1.1 栄養失調の蔓延度
	2.1.2 食料不安の経験尺度 (FIES) に基づく、中程度又は重度な食料供給不足の蔓延度
2.2 5 歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	2.2.1 5 歳未満の子供の発育阻害の蔓延度（WHO 子供の成長基準の中央値から -2SD 未満の年齢に対する身長）
	2.2.2 5 歳未満の子供の栄養失調の蔓延度（WHO 子供の成長基準の中央値から +2SD より大きいか又は -2SD 未満の身長に対する体重）（タイプ（衰弱、過体重）別に分計）
2.3 2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	2.3.1 農業 / 牧畜 / 林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額
	2.3.2 小規模食料生産者の平均的な収入（性別、先住民・非先住民の別）
2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。	2.4.1 生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合
2.5 2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	2.5.1 中期又は長期保存施設に確保されている食物及び農業のための動植物の遺伝資源の数
	2.5.2 絶滅のリスクについて、危険な状態である、危険な状態でない、又は不明というレベルごとに分類された在来種の割合
2.a 開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。	2.a.1 政府支出における農業指向指数
	2.a.2 農業部門への公的支援の全体的な流れ（ODA 及び他の公的 支援の流れ）
2.b ドーハ開発ラウンドの決議に従い、全ての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。	2.b.1 生産者支援推計額
	2.b.2 農業輸出補助金
2.c 食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	2.c.1 食料価格の変動指数

3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages

ターゲット	指標（仮訳）
3.1 2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。	3.1.1 妊産婦の死亡率
	3.1.2 熟練した医療従事者の立ち会った出産の割合
3.2 全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、 5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	3.2.1 5 歳未満児の死亡率
	3.2.2 新生児の死亡率
3.3 2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	3.3.1 非感染者 1,000 人当たりの新規 HIV 感染者数（性別、年齢及び主要層別）
	3.3.2 1,000 人当たりの結核感染者数
	3.3.3 1,000 人当たりのマラリア感染者数
	3.3.4 10 万人当たりのＢ型肝炎感染者数
	3.3.5 放置された熱帯病に対して介入を必要としている人々の数
3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて３分の１減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	3.4.1 心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡数
	3.4.2 自殺率
3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	3.5.1 薬物使用による障害のための治療介入（薬理学的、心理社会的、リハビリ及びアフターケア・サービス）の適用範囲
	3.5.2 １年間（暦年）の純アルコール量における、（15 歳以上の） １人当たりのアルコール消費量に対しての各国の状況に応じ定義されたアルコールの有害な使用（ℓ）
3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	3.6.1 道路交通事故による死亡率
3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。	3.7.1 近代的手法に立脚した家族計画のためのニーズを有する出産可能年齢（15 ～ 49 歳）にある女性の割合
	3.7.2 女性 1000 人当たりの青年期（10 ～ 14 歳；15 ～ 19 歳）の出生率
3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。	3.8.1 必要不可欠の公共医療サービスの適応範囲（一般及び最も不利な立場の人々についての、生殖、妊婦、新生児及び子供の健康、伝染病、非伝染病、サービス能力とアクセスを含むトレーサー介入を基とする必要不可欠なサービスの平均的適応範囲と定義されたもの ）
	3.8.2 1,000 人当たりの健康保険又は公衆衛生システムによりカバー されている人の数
3.9 2030 年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	3.9.1 家庭内及び外部の大気汚染による死亡率
	3.9.2 不衛生な水、不衛生な施設及び衛生知識不足（全ての人のための安全な上下水道と衛生 (WASH) サービスが得られない環境に晒されている）による死亡率
	3.9.3 意図的ではない汚染による死亡率
3.a 全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	3.a.1 15 歳以上の現在の喫煙率（年齢調整されたもの）
3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	3.b.1 持続可能な基盤による安価な薬やワクチンへアクセスできる人口の割合
	3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純 ODA の合計値
3.c 開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	3.c.1 医療従事者の密度と分布
3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	3.d.1 国際保健規則 (IHR) キャパシティと衛生緊急対策

4 質の高い教育をみんなに

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all

ターゲット	指標（仮訳）
4.1 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	4.1.1 (i) 読書、(ii) 算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合 (性別ごと）(a) ２～３学年、(b) 小学校修了、(c) 中学校修了

4.2 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	4.2.1 健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に発育している 5 歳未満の子供の割合 (性別ごと
	4.2.2 （小学校に入学する年齢より 1 年前の時点で）体系的な学習に 参加している者の割合（性別ごと）
4.3 2030 年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	4.3.1 過去 12 か月にフォーマル及びインフォーマルな教育や訓練に参加している若者又は成人の割合（性別ごと）
4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	4.4.1 ICT スキルを有する若者や成人の割合（スキルのタイプ別）
4.5 2030 年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	4.5.1 分計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、パリティ指数 (女性 / 男性、地方 / 都市、富の五分位数の底 / トップ、その他障害状況、先住民、利用可能になるデータとして議論されたもの等)
4.6 2030 年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	4.6.1 実用的な (a) 読み書き能力、(b) 基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口の割合（性別ごと）
4.7 2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能な ライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を 促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	4.7.1 （a）各国の教育政策、(b) カリキュラム、(c) 教師の教育及び (d) 学生の評価について全てのレベルで主流とされるジェンダー平等と人権を含む、(i) グローバル・シチズンシップ教育及び (ii) 持続可能な開発のための教育の程度
4.a 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。	4.a.1 以下の設備等が利用可能な学校の割合 (a) 電気、(b) 教育を目的としたインターネット、(c) 教育を目的としたコンピュータ、(d) 障害を持っている学生のための適切な施設や道具、(e) 基本的な飲料水、(f) 男女別の基本的なトイレ、(g) 基本的な手洗い場 (WASH 指標の定義別)
4.b 2020 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。	4.b.1 奨学金のための ODA フローの量（部門と研究タイプ別）
4.c 2030 年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。	4.c.1 （a）就学前教育、(b) 初等教育、(c) 前期中等教育（d）後期中等教育において、就業前又は就業中において各国それぞれの段階に合った適切なレベルの、最低限制度化された教師研修（例えば教育学研修）を受けた教員の割合

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う

Achieve gender equality and empower all women and girls

ターゲット	指標（仮訳）
5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか
5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	5.2.1 過去 12 か月に、現在又は前の親しいパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた 15 歳以上の女性や少女の割合（暴力の形態、年齢別）
	5.2.2 過去 12 か月に、親しいパートナー以外の人から性的暴力を受けた 15 歳以上の女性や少女の割合（年齢、発生場所別）
5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	5.3.1 15 歳未満、18 歳未満で結婚又はパートナーを得た 20 ～ 24 歳の女性の割合
	5.3.2 女性器切除を施された 15 歳～ 49 歳の少女や女性の割合（年齢別）
5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	5.4.1 無報酬の家事や介護に費やす時間の割合（性別、年齢、場所別）
5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	5.5.1 国会及び地方議会に占める女性の議席の割合
	5.5.2 管理職の女性の割合
5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。	5.6.1 性的関係、避妊具の利用、生殖に関する健康管理について、自身の知識に基づいた決定を行うことのできる 15 歳～ 49 歳の女性の割合
	5.6.2 15 ～ 49 歳の女性の性と生殖に関するヘルスケア、情報、教育へのアクセスを保障する法制度を有する国の数
5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	5.a.1 (a) 農地への所有権又は保障された権利を有する全ての人々の割合（性別ごと）(b) 農地所有者又は権利者における女性の割合（所有条件タイプ別）
	5.a.2 土地所有権や管理に関する女性の平等な権利を保障してい る法的枠組（慣習法を含む）を有する国の割合
5.b 女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。	5.b.1 携帯電話を所有する個人割合（性別ごと）
5.c ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	5.c.1 ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための公的割当額を監視、算出するシステムを有する国の割合

6 安全な水とトイレを世界中に

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all

ターゲット	指標（仮訳）
6.1　2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的か つ衡平なアクセスを達成する。	6.1.1　安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合
6.2 2030 年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	6.2.1　石けんや水のある手洗い場等の安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合
6.3　2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	6.3.1　安全に処理された廃水の割合
	6.3.2　よい環境の水質を持つ水域の割合
6.4　2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。	6.4.1　水の利用効率の経時変化
	6.4.2　水ストレスレベル：淡水資源量に占める淡水採取量の割合
6.5　2030 年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。	6.5.1　統合水資源管理実施の度合い（0-100）
	6.5.2　水資源協力のための運営協定がある越境流域の割合
6.6　2020 年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	6.6.1　水関連生態系範囲の経時変化
6.a　2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。	6.a.1　政府調整支出計画の一部である上下水道関連の ODA の総量
6.b　水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	6.b.1　上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策及び手続のある地方公共団体の割合

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all

ターゲット	指標（仮訳）
7.1　2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	7.1.1　電気にアクセスできる人口の割合
	7.1.2　クリーンな燃料や技術を主たるエネルギーにしている人口の割合
7.2　2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	7.2.1　最終的なエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合
7.3　2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	7.3.1　一次エネルギー及び GDP を基準として計測したエネルギー強度
7.a　2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。	7.a.1　1000 億 US ドルコミットメントに向けて 2020 accountable を開始する中で 1 年当たりに投資される総 US ドル額
7.b　2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。	7.b.1　持続可能なサービスへのインフラや技術のための財源移行における GDP に占めるエネルギー効率への投資 (%) 及び海外直接投資の総量

8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進する

Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all

ターゲット	指標（仮訳）
8.1　各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特 に後発開発途上国は少なくとも年率 7 % の成長率を保つ。	8.1.1　一人当たりの実質 GDP の年間成長率
8.2　高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	8.2.1　労働者一人当たりの実質 GDP の年間成長率
8.3　生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	8.3.1　農業以外におけるインフォーマル雇用の割合（性別ごと）
8.4　2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	8.4.1　マテリアルフットプリント（MF）及び一人当たり、GDP 当たりの MF
	8.4.2　国内材料消費（DMC）と一人当たりの DMC 及び GDP 当たりの DMC
8.5　2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	8.5.1　女性及び男性労働者の平均時給（職業、年齢、障害者別）
	8.5.2　失業率（性別、年齢、障害者別）

8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	8.6.1 就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない 15 ～ 24 歳の若者の割合
8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	8.7.1 児童労働者（5 ～ 17 歳）の割合と数（性別、年齢別）
8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	8.8.1 致命的及び非致命的な労働災害の発生率（性別、移住状況別）
	8.8.2 国際労働機関（ILO）原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利（結社及び団体交渉の自由）における国内コンプライアンスの伸び率（性別、移住状況別）
8.9 2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	8.9.1 全 GDP 及び GDP 成長率に占める割合としての観光業の直接
	8.9.2 全従業員数及び従業員数の成長率に占める観光業における従業員数（性別ごと）
8.10 国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	8.10.1 成人 10 万人当たりの市中銀行の支店及び ATM 数
	8.10.2 銀行や他の金融機関に口座を持つ、またはモバイルマネー サービスを利用する（15 歳以上の）成人の割合
8.a 後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	8.a.1 貿易コミットメントや支出への支援
8.b 2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	8.b.1 国家予算や GDP に占める割合としての、社会保障や雇用プログラムに対する全政府支出

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation

ターゲット	指標（仮訳）
9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。	9.1.1 全季節利用可能な道路の 2 km 圏内に住んでいる地方の人口の割合
	9.1.2 旅客と貨物量（交通手段別）
9.2 包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	9.2.1 一人当たり並びに GDP に占める製造業の付加価値の割合
	9.2.2 全労働者数に占める製造業労働者数の割合
9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	9.3.1 製造業の合計付加価値のうち小規模製造業の占める割合
	9.3.2 ローン又は与信限度額が設定された小規模製造業の割合
9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	9.4.1 付加価値の単位当たりの CO2 排出量
9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	9.5.1 GDP に占める研究開発への支出
	9.5.2 100 万人当たりの研究者（フルタイム相当）
9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。	9.a.1 インフラへの公的国際支援の総額（ODA その他公的フロー）
9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	9.b.1 全付加価値における中位並びに先端テクノロジー産業の付加価値の割合
9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。	9.c.1 モバイルネットワークにアクセス可能な人口の割合（技術別）

各国内及び各国間の不平等を是正する

Reduce inequality within and among countries

ターゲット	指標（仮訳）
10.1 2030 年までに、各国の所得下位 40% の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	10.1.1 1 人当たりの家計支出又は所得の成長率（人口の下位 40% のもの、総人口のもの）
10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	10.2.1 中位所得の半分未満で生活する人口の割合（年齢、性別、障害者別）
10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	10.3.1 過去 12 か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合
10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	10.4.1 GDP の労働分配率（賃金と社会保障給付）

10.5　世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。	10.5.1 経済的健全性指標
10.6　地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。	10.6.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合
10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。	10.7.1 渡航先の国における年収に対する従業員の募集コスト負担額の割合
	10.7.2 十分に管理された移民政策を実施している国の数
10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。	10.a.1 ゼロ関税の後発開発途上国及び開発途上国からの輸入に対し課した関税ラインの割合
10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。	10.b.1　開発のためのリソースフローの総額（受援国及び援助国、フローの流れ（例：ODA、外国直接投資、その他）別）
10.c 2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3 % 未満に引き下げ、コストが 5% を越える送金経路を撤廃する。	10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable

ターゲット	指標（仮訳）
11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及 び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	11.1.1 スラム、非正規の居住や不適切な住宅に居住する都市人口 の割合
11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	11.2.1 公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合（性別、年齢、障害者別）
11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	11.3.1 人口増加率と土地利用率の比率
	11.3.2 定期的かつ民主的に行われている都市計画及び管理において、市民社会構造に直接参加できる都市の割合
11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	11 .4 .1 全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額（公的部門、民間部門）（遺産のタイプ別（文化、自然、混合、世界遺産に登録されているもの）、政府レベル別（国、地域、地方、市）、支出タイプ別（営業費、投資）、民間資金のタイプ別（寄付、非営利部門、後援））
11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	11.5.1 10 万人当たりの災害による死者、行方不明者、及び被災者数
	11.5.2 災害による甚大なインフラ被害及び基本サービスの中断を含む、グローバルな GDP に関連した直接的な災害経済損失
11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	11.6.1 都市で生成される廃棄物について、都市部で定期的に回収し適切に最終処理されている固形廃棄物の割合
	11.6.2 都市部における微粒子物質（例：PM2.5 や PM10）の年平均レ ベル（人口で加重平均したもの）
11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々 に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	11.7.1 各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均（性別、年齢、障害者別）
	11.7.2 過去 12 か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の 割合（性別、年齢、障害状況、発生場所別）
11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	11.a.1 人口予測とリソース需要について取りまとめながら都市及び地域開発計画を実行している都市に住んでいる人口の割合（都市の規模別）
11.b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	11.b.1 仙台防災枠組 2015 ～ 2030 に則した地域防災戦略を採用し、実施している地方公共団体の割合
	11.b.2 国レベルや地方レベルでの防災戦略を持つ国の数
11.c 財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。	11.c.1 現地の資材を用いた、持続可能で強靱（レジリエント）で資源が効率的である建造物の建設及び改築に割り当てられた後発開発途上国への財政援助の割合

持続可能な生産消費形態を確保する

Ensure sustainable consumption and production patterns

ターゲット	指標（仮訳）
12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の 下、全ての国々が対策を講じる。	12.1.1 持続可能な消費と生産（SCP）に関する国家行動計画を持っている、又は国家政策に優先事項もしくはターゲットとして SCP が組み 込まれている国の数

12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の 下、全ての国々が対策を講じる。	12.1.1 持続可能な消費と生産（SCP）に関する国家行動計画を持っている、又は国家政策に優先事項もしくはターゲットとして SCP が組み 込まれている国の数
12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用 を達成する。	12.2.1 マテリアルフットプリント（MF）及び一人当たり、GDP 当たりの MF
	12.2.2 国内材料消費量 (DMC) 及び一人当たり、ＧＤＰ当たりの DMC
12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	12.3.1 グローバルな食料損失指数
12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	12.4.1 それぞれの関連する協定に要求された伝達情報において、約束や義務に適した危険廃棄物や他の化学物に関する国際多国間環境協定に対する締約国の数
	12.4.2 １人当たりの生み出された危険廃棄物、処理された危険廃棄 物の割合（処理形態別）
12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	12.5.1 各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数
12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数
12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。	12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数
12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	12.8.1 (i) グローバル市民権教育、(ii) 持続可能な開発のための教育（気候変動教育を含む）が (a) 国内教育政策、(b) 教育カリキュラム、(c) 教員教育、(d) 学生評価に入っている範囲
12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のた めの科学的・技術的能力の強化を支援する。	12.a.1 持続可能な消費、生産形態及び環境に配慮した技術のため の研究開発に係る開発途上国への支援総計
12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	12.b.1 承認された評価監視ツールのある持続可能な観光戦略や政策、実施された行動計画の数
12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。	12.c.1 GDP（生産及び消費）の単位当たり及び化石燃料の国家支出総額に占める化石燃料補助金

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

＊国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う基本的な国際的、政府間対話の場であると認識

Take urgent action to combat climate change and its impacts

Acknowledging that the United Nations Framework Convention on Climate Change is the primary international, intergovernmental forum for negotiating the global response to climate change.

ターゲット	指標（仮訳）
13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	13.1.1 国レベルや地方レベルでの防災戦略を持つ国の数
	13.1.2 10 万人当たりの災害による死者、行方不明者、及び被災者数
13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。	13.2.1 気候変動の悪影響に適応する能力を増加させる政策 / 戦略 / 計画の設立又は操作化を表現し、食料生産を脅かさない方法による環境弾力性や低温室ガス排出の開発を促進している国の数（国に適応した計画、国によって決定された分担金、国家通信、報告の２年ごとの更新その他を含む）
13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	13.3.1 初等、中等及び高等教育のカリキュラムにおいて、統合された緩和、適応、影響軽減及び早期警戒を行っている国の数
	13.3.2 適用、緩和及びテクノロジー移転を実施するための制度上、システム上、及び個々人における能力構築の強化や開発行動を促進している国の数
13.a 重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。	13.a.1 1000 億 US ドルコミットメントに向けて 2020 accountable を開始する中で１年当たりに投資される総 US ドル
13.b 後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。	13.b.1 女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、効果的な気候変動関連計画及び管理のための能力を向上させるメカニズムのために専門的なサポートを受けている後発開発途上国や小島嶼開発途上国の数及び財政、科学技術、能力構築を含む支援額

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development

ターゲット	指標（仮訳）
14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	14.1.1 海岸富栄養化指数及び浮遊プラスチック破片度数

14.1 2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	14.1.1 海岸富栄養化指数及び浮遊プラスチック破片度数
14.2 2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	14.2.1 生態系ベースにアプローチを用いた管理が行われている国内の排他的経済水域の割合
14.3 あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。	14.3.1 承認された代表標本抽出側点のセットによって測定された海洋酸性度（pH）の平均値
14.4 水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。	14.4.1 生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合
14.5 2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。	14.5.1 海域に関する保護領域の範囲
14.6 開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。	14.6.1 違法、無報告及び無規制の漁業と対峙することを目的としている国際文書の実施度における各国の進捗
14.7 2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。	14.7.1 小島嶼開発途上国、後発開発途上国及び全ての国々の GDP に占める持続可能な漁業の割合
14.a 海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。	14.a.1 総研究予算額に占める、海洋技術分野に割り当てられた研 究予算の割合
14.b 小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。	14.b.1 小規模漁業のためのアクセス権を認識し保護する法的 / 規制 / 政策 / 機関の枠組みの適応についての各国の進捗
14.c 「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。	14.c.1 海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために、国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施する海洋関係の機器を、法、政策、機関的枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国の数

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss

ターゲット	指標（仮訳）
15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	15.1.1 土地全体に対する森林の割合
	15.1.2 陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所の割合（保護地 域、生態系のタイプ別）
15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	15.2.1 持続可能な森林管理における進捗
15.3 2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	15.3.1 土地全体のうち劣化した土地の割合
15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。	15.4.1 山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲
	15.4.2 山地グリーンカバー指数
15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	15.5.1 レッドリスト指数
15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。	15.6.1 利益の公正かつ衡平な配分を保証するための法的、行政的及び政策的枠組みを持つ国の数
15.7 保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。	15.7.1 密猟又は違法に売買された野生生物の割合
15.8 2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	15.8.1 侵略外来種の防止又はコントロールに関連する国内法を採択し、十分なリソースを提供する国の割合
15.9 2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	15.9.1 生物多様性戦略計画 2011-2020 の愛知ターゲット 2 に従って設定された国内ターゲットに対する進捗
15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。	15.a.1 生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係る ODA 並びに公的支出

15.b 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。	15.b.1 生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係る ODA 並びに公的支出
15.c 持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。	15.c.1 密猟又は違法に売買された野生生物の割合

16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels

ターゲット	指標（仮訳）
16.1 あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連る死亡率を大幅に減少させる。	16.1.1 10 万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数（性別、年齢別）
	16.1.2 10 万人当たりの紛争関連の死者の数（性別、年齢、原因別）
	16.1.3 過去 12 か月における身体的、精神的又は性的暴力を受けた人口の割合
	16.1.4 自身の居住区地域で一人で歩いて安全と感じる人口の割合
16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及拷問を撲滅する。	16.2.1 過去 1 か月における介護者（保護者、養育者、世話人等）からの身体的な暴力及び / 又は心理的な攻撃を受けた 1 歳～ 17 歳の子供の割合
	16.2.2 10 万人当たりの人身売買の犠牲者の数（性別、年齢、搾取形態別）
	16.2.3 18 歳までに性的暴力をうけた 18 ～ 29 歳の若年女性及び男性の割合
16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。	16.3.1 過去 12 か月間に暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合
	16.3.2 刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合
16.4 2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。	16.4.1 内外の違法な資金フローの合計額（US ドル）
	16.4.2 国際基準及び法律上の手段に従って記録され追跡されている差し押さえられた携帯用武器と軽火器の割合
16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。	16.5.1 過去 12 か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも 1 回はあった人の割合
	16.5.2 過去 12 か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄 賂を要求されたことが少なくとも 1 回はあった企業の割合
16.6 あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	16.6.1 当初承認された予算に占める第一次政府支出（部門別、（予算別又は類似の分類別））
	16.6.2 最近公的サービスを使用し満足した人の割合
16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	16.7.1 国全体と比較して、公的機関（国及び地方議会、行政事務、司法）におけるポジション（性別、年齢別、障害者別、人口グループ別）の割合
	16.7.2 意思決定が包括的かつ反映されるものであると考えている人 の割合（性別、年齢、障害者、人口グループ別）
16.8 グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。	16.8.1 国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合
16.9 2030 年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。	16.9.1 行政機関に出生登録された 5 歳以下の子供の数（年齢別）
16.10 国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。	16.10.1 過去 12 か月間に殺人、誘拐、強制された失踪、任意による勾留、ジャーナリスト、メディア関係者、労働組合及び人権活動家の拷問について立証された事例の数
	16.10.2 情報への公共アクセスを保障した憲法、法令、政策の実施 を採択している国の数
16.a 特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。	16.a.1 パリ原則に準拠した独立した国立人権機関の存在の有無
16.b 持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	16.b.1 過去 12 か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合

17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

Strengthen the means of implementation and revitalize the Global Partnership for Sustainable Development

ターゲット	指標（仮訳）
資金	
17.1 課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な 支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。	17.1.1 GDP に占める政府歳入合計の割合（収入源別）

	17.1.2 国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合
17.2 先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15 ～ 0.20% にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。	17.2.1 OECD/DAC による寄与の GNI に占める純 ODA 総額及び後発開発途上国を対象にした額
17.3 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	17.3.1 外国直接投資（FDI）、ODA 及び南南協力の国内総予算に占める割合
	17.3.2 GDP 総額に占める送金額 (US$)
17.4 必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	17.4.1 財及びサービスの輸出額に占める債務額
17.5 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	17.5.1 後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施している国の数
技術 17.6 科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	17.6.1 各国間における科学技術協力協定及び計画の数（協力形態別）
	17.6.2 100 人当たりの固定インターネットブロードバンド登録数（スピード別）
17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	17.7.1 環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散の促進を目的とした開発途上国のための承認された基金の総額
17.8 2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技 術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。	17.8.1 インターネットを使用している個人の割合
能力構築 17.9 全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	17.9.1 開発途上国にコミットした資金及び技術援助（南北、南南及び三角協力）のドル額
貿易 17.10 ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めた WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	17.10.1 世界中で加重された関税額の平均
17.11 開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	17.11.1 世界の輸出額シェアに占める開発途上国と後発開発途上国の割合
17.12 後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	17.12.1 開発途上国、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国が直面している関税の平均
体制面　政策・制度的整合性 17.13 政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	17.13.1 マクロ経済ダッシュボード
17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	17.14.1 持続可能な開発の政策の一貫性を強化するためのメカニズムがある国の数
17.15 貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	17.15.1 開発協力提供者による国有の結果枠組み及び計画ツールの利用範囲
マルチステークホルダー・パートナーシップ 17.16 全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	17.16.1 持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗を報告する国の数
17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	17.17.1 官民、市民社会のパートナーシップにコミットした US$ の総額
データ、モニタリング、説明責任 17.18 2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	17.18.1 公的統計の基本原則に従い、ターゲットに関する場合に、各国レベルで完全に分計されて作成された SDG 指標の割合
	17.18.2 公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国の数
	17.18.3 十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画を持 つ国の数（資金ソース別）
17.19 2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	17.19.1 開発途上国における統計能力の強化のために利用可能となった資源のドル額
	17.19.2 a) 少なくとも過去 10 年に人口・住宅センサスを実施した国の割合 b) 出生届が 100%登録され、死亡届が 80%登録された国の割合

※公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）作成　2017 年 1 月現在

出典：http://www.iges.or.jp/files/research/integrated-policy/PDF/20160819/Ref2.pdf

参考資料② SDGs中期計画反映例（シャプラニール＝市民による海外協力の会）

重点活動分野	3年後の成果目標番号	3年後の成果目標	担当部門（案）	SDGs目標との関係（※1）							各グループ検討結果 具体的な取り組み	各グループ検討結果 指標
				1 5 16 17	4	8	10	11	12	活動の留意点（※2）		
子どもの権利を守る	1	バングラデシュとネパールの児童労働削減に貢献している	海外活動グループ	○						2、3	羽ばたけ、家事使用人の少女プロジェクト（フルキ）を実施する（バ）	事業対象地域の家事使用人として働く少女の人数が事業実施前よりも半減する
			海外活動グループ	○			○			2、3	家事使用人の少女を法で守るぞ、キャンペーン（SN-GDW）を実施する（バ）	家事使用人の政策が法制化される
			海外活動グループ	○			○			2、3	バングラデシュで2019年以降の児童労働削減事業計画を立案する	バングラデシュで2019年以降の児童労働削減事業計画が立案されている
			海外活動グループ	○						2	ネパールで児童労働削減事業を実施する	事業対象地域の児童労働従事者数が事業っし前よりも半減する（※現在策定中につき変更有）
	2	インクルーシブエデュケーション（包摂的教育）が拡大している	海外活動グループ	○	○					2、3	明日も学校へ行こう!プロジェクト（PAPRI）を実施する	対象校12の公立学校の学校運営員会が定期会議を開催し、学校運営のモニタリング、学生の入学率やドロップアウト率調べを行うようになっている
			海外活動グループ	○	○		○			2、3	みんなの学校プロジェクト（GBK）を実施する	・最低1名のコミュニティモビライザーが準教師として雇用されている ・事業対象14校の文化事業でエスニックマイノリティの伝統文化が取り入れられている ・事業対象14校の先住民の5年生の9割がPSC試験をパスしている
			海外活動グループ	○	○		○			2、3	バングラデシュでこれまでの活動モデルを広げる2019年以降の事業計画を立案する	バングラデシュでこれまでの活動モデルを広げる2019年以降の事業計画が立案されている
	3	児童労働について正しく理解し、行動する人と企業が増えている	海外活動グループ、国内活動グループ	○			○			1、3	児童労働をテーマとしたキャンペーン（イベント等）を全国で実施する。そのキャンペーン（イベント等）では、今ある素材も活かし、キャンペーン後も学校向けや開発教育に活かせるようなコンテンツ（教材、WS）を作っていく。 ・上記でできたコンテンツは、地域連絡会や学校などでも使えるようメニュー化することで行動する人を増やしていく。	・キャンペーン実施数が年間1回以上 ・参加者数600名以上、全国開催数10カ所以上 ・コンテンツ（教材、WS）利用件数が年間5回以上
			海外活動グループ、国内活動グループ	○						2、3	シャプラニールとして開発教育の意義、必要性、役割を検討、明確化する	開発教育への取り組みについて、シャプラニールの姿勢が決まっているか
	4	「子どもの貧困」や「包摂的な社会環境の実現」、「教育の質の向上」等の課題解決に取り組んでいる団体との関係構築	海外活動グループ、国内活動グループ	○	○					1、3	会報やWEBサイト等にインタビュー記事や対談を掲載する	会報やウェブでの記事数が年3回以上
			海外活動グループ、国内活動グループ	○	○					1、3	シンポジウムなど共同イベントを実施する	イベント実施数が計3回以上
災害に強い地域を作る	1	コミュニティを主体とした防災活動がバングラデシュ、ネパール内で拡がっている	海外活動グループ	○				○		2、3	サイクロンに強い地域・人つくりプロジェクトを実施する（バ）	事業対象地の10の災害管理委員会のうち半数以上にDRR予算が割り当てられるようになっている
			海外活動グループ	○				○		2	洪水に強い地域つくりプロジェクトを実施する（ネ）	洪水発生時に住民、災害管理委員会、他関係者が連携した対応を取っている事例がある
			海外活動グループ	○				○		2	土砂崩れに負けない地域プロジェクトを実施する（ネ）	事業対象地の土砂崩れ発生時に修繕、設置されたインフラが適切に活用されている
			海外活動グループ	○				○		2	地域で命を救う、地震復興&防災プロジェクトを実施する（ネ）	事業対象地のコミュニティ（集落）の住民の40%以上が防災減災活動を実践している。
	2	日本と海外の防災に関する経験共有、交流がなされている	海外活動グループ	○				○		1、3	各活動地での防災の取り組み、日本の支援者の防災への取り組み、経験談等をWEB、会報で紹介する	海外での防災事業と日本の防災を比較したり、つなげたりする紹介記事が計3回以上なされている

	3	国内外で甚大な災害発生時に対応できる体制が整っている	防災担当	○				○			緊急救援対応できる人材を育成する	緊急救援の研修を受けた職員が 4 名以上いる
			防災担当	○				○			シャプラニールの組織としての災害管理マニュアルを策定する（海外・国内の緊急救援、自ら被災時を含め）	策定されたマニュアルのレビューが年 1 回なされている
	4	支援者を中心とした地域・個人の防災力がアップしている "	国内活動グループ、防災担当	○				○			会員の避難袋所持率を事前調査する。会報、web等でチェックリストを同封し呼びかけを行い、避難袋所持率を上げる （会員が自分自身の身を守ることを目指す）	・避難袋所持率 10%増
			国内活動グループ、防災担当	○				○		3	既存の防災に関するアクションツールを活用し、地域連絡会を中心に地域での防災活動につなげる	・アクションツールを活用したイベントを計 3 回以上
フェアトレードを通じて「共生」できる社会を作る	1	バングラデシュ、ネパールへの手工芸品を中心とした発注が増えている	クラフトリンク	○		○	○		○	3	適正なターゲットと商品構成の設定および販促活動により商品の販売額を増大させる	2019 年度販売額 7,500 万円
			クラフトリンク	○		○	○		○		ネパール又はバングラデシュの消費財を開発する	少なくても 1 種類の自主開発した消費財について販売の目途が立っている
	2	日本国内でフェアトレードに触れる人が増えている	クラフトリンク	○		○	○		○	1、3	カタログ配布、オンラインショップの運用、新規常設店への営業などを通じて新規顧客獲得を強化する	クラフトリンク商品の新規購入者が 2015 年度に比べ 1.5 倍になっている
財政基盤の強化	1	収入源の多様化をはかり、自己資金比率が向上している	海外活動グループ、国内活動グループ、広報グループ							1、2、3	講演会をパッケージ化（周辺人材の活用）し、PR を強化する 例）出張講座メニューの整理、Web 申込作成、学校等への PR 強化。 テーマ別連続講座（例：フェアトレードをテーマに商品開発企画とスタツアを組み合わせる、国際協力の仕事に就きたい方向け等）	講師謝礼による収入が 2015 年度に比べ 2 倍（130 万）以上になっている
			国内活動グループ								防災グッズ販売による事業収入獲得を開始する	企業、団体と連携し、防災グッズの販売が開始されている
			海外活動グループ、国内活動グループ								コンサルタントとの関係を強化する	知的貢献部門（講演会による収入を抜かす）の収入額が 400 万円（2016 年度予算 200 万円）になっている
	2	会費や物品を含めた寄付収入が増えている	国内活動グループ						○	1、2、3	・資金調達のチームワークを強化する（海外G、国内G） ・指定寄付を強化する（例：みんなの学校プロジェクト（GBK) で企業が特定のコミュニティを支援といった繋がりを意識した仕組みを作る） ・大規模な物品回収プログラムの事例を増やす ・シャプラニールに関わってくれた人たちへ、ターゲット別のアプローチをすることで最終的にマンスリーサポーターとして協力をしてくれる人を増やす	・新規指定寄付プログラムの協力団体、企業数が 8 件以上増えている (金額 240 万円増) ・ステナイ新規大規模回収プログラム協力件数が 2 件、1,000 万円以上増えている ・新規マンスリーサポーター数が 100 名以上、金額は 200 万円以上増えている
	3	事務局の人員体制を含めた、支出の見直しを進める	各部門共通								業務プロセス見直しや情報システムの一部改修など業務効率向上を図る	・業務プロセス見直しが定期的に行われている ・情報システムの一部改修が完了している
組織運営	1	効果的な広報を実施する体制を作り、組織全体で広報強化に取り組んでいる	主に広報グループ								支援者情報を活用したターゲット別アプローチ、グループ横断的な広報戦略の見直しを通じて広報を強化する	・ウェブサイトアクセス数が過去 3 年間の平均よりも 10%増加している ・包括的な広報戦略、ガイドラインが完成している
	2	人材育成が進むとともに、安心して働ける環境が構築されている	本部								在宅勤務など働き方の多様化について継続的に検討を行い、有効なものを導入する "	新しい勤務制度が少なくとも 1 つ導入されている
			本部								人材育成プログラムを完成し、定着を図る	プログラムが定着している
			海外活動グループ、本部								安全管理規定を策定し、運用する	安全管理規定が完成し、運用されている

【今後 5 年間で目指す社会】
（1）排除と孤立を生まない社会
（2）安心して暮らせる社会
（3）より多くの人々が課題を認識し、行動する社会

※ 1 SDGs ～持続的な開発のためのグローバル目標～ （出典：国連広報センター Web サイト）
目標 1. 貧困をなくす
目標 2. 飢餓をなくす
目標 3. 健康と福祉
目標 4. 質の高い教育
目標 5. ジェンダー平等
目標 6. きれいな水と衛生
目標 7. 誰もが使えるクリーンエネルギー
目標 8. ディーセント・ワークと経済成長
目標 9. 産業、技術革新、社会基盤
目標 10. 格差の是正
目標 11. 持続可能なまちづくり
目標 12. 持続可能な消費と生産
目標 13. 気候変動へのアクション
目標 14. 海洋資源
目標 15. 陸上の資源
目標 16. 平和、正義、有効な制度
目標 17. 目標達成に向けたパートナーシップ

※ 2【活動の留意点】
1. 日本と海外の共通課題の認識を深める
2. アドボカシーを強化する
3. 市民協働を促進する

参考資料③ 持続可能な開発のための2030アジェンダ採択までのプロセス図

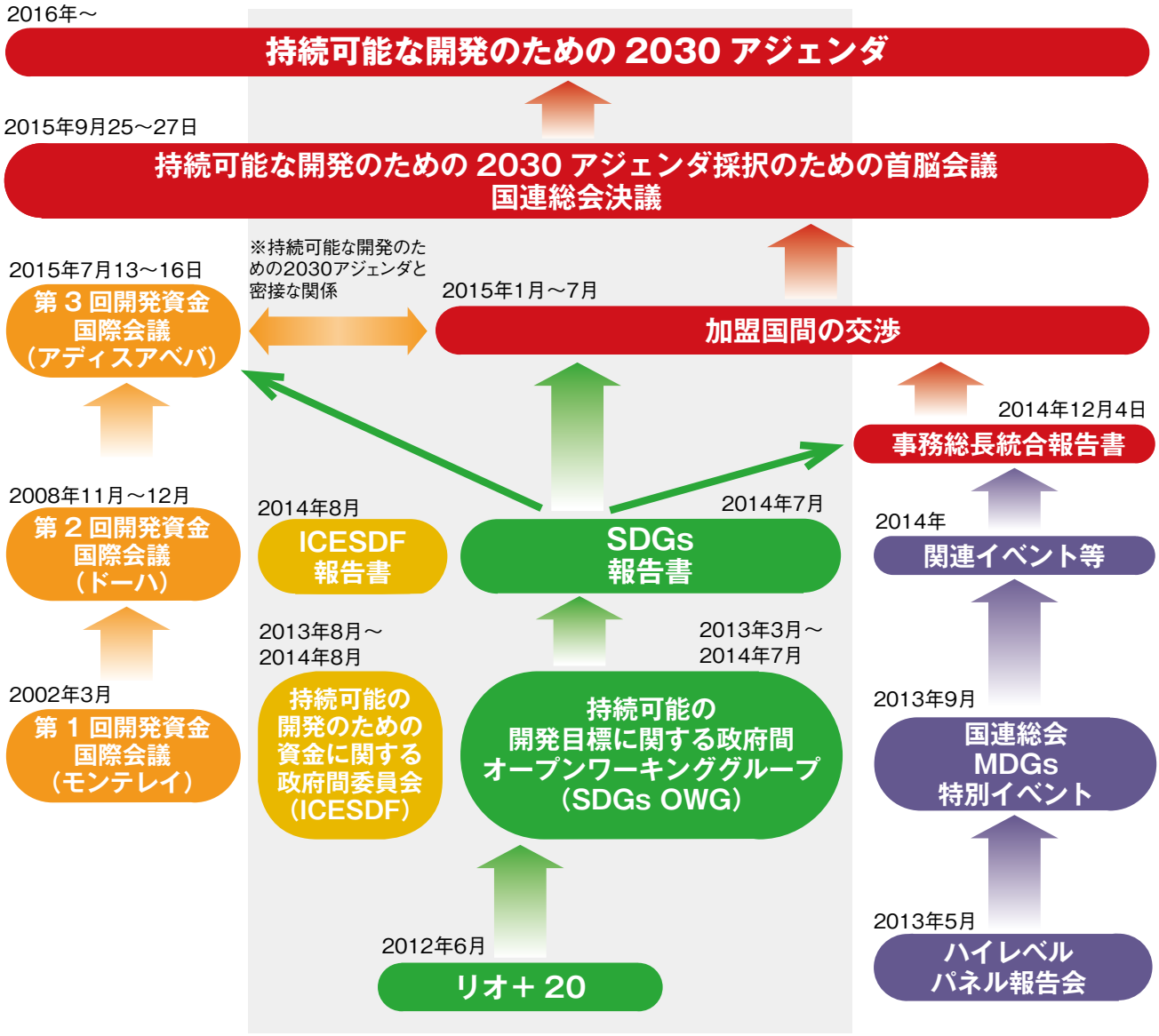

出典：www.mofa.go.jp/mofa/gaiko/oda/files/000115355.pdf

[編集者]

池上清子

日本大学大学院総合社会情報研究科教授、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン理事長。国連難民高等弁務官事務所、国連本部、（公財）ジョイセフ、国際家族計画連盟、国連人口基金などを経て、2011 年より現職。開発途上国での女性の健康、人口、HIV ／エイズなどの諸問題に取り組む。外務省 ODA 評価有識者会議委員、野口英世アフリカ賞選考委員などを務める。保健分野 NGO 間のネットワーク構築にも寄与。博士（人間科学）。

今田克司

1990 年代、米国で NPO 活動を始め、2000 年に帰国。市民社会の役割に関する調査・研究、普及活動をすすめる CSO ネットワークの共同事業責任者。2011 年より一般財団法人 CSO ネットワーク代表理事。2008 年より、市民社会の強化を推進する CSO のグローバルな連合体である CIVICUS（南アフリカ）にて事務局次長。2013 年帰国。2014 年より日本 NPO センター常務理事、ならびに日本の国際協力 NGO のアドボカシー・ネットワークである動く→動かす代表。

大橋正明

聖心女子大学文学部人間関係学科教授。シャプラニール＝市民による海外協力の会バングラデシュ駐在員と事務局長、国際赤十字・赤新月社連盟兼日本赤十字社バングラデシュ駐在員、恵泉女学園大学教授を経て、14 年から現職。シャプラニール評議員、国際協力 NGO センター（JANIC）理事、防災・減災日本 CSO ネットワーク（JCC ― DRR）共同代表他も務める。

定松栄一

特定非営利活動法人国際協力 NGO センター（JANIC）事務局長。青山学院大英米文学科卒、マンチェスター大学大学院教育学修士課程修了（農村社会開発学）。日本赤十字社、シャプラニール、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンという 3 つの NGO に勤務。NGO 活動歴 30 年、ネパールに通算 11 年駐在。2015 年 3 月より現職。

国際協力NGO経営層のためのSDGsガイドブック
2016年度外務省NGO研究会
NGOセクター全体が取り組める
『持続可能な開発目標（SDGs）』モニタリング・評価ツールの作成

発　行　日：2017 年 3 月
発　　行：外務省　国際協力局　民間援助連携室
事　務　局：国際協力 NGO センター（JANIC）
Tel: 03-5292-2911　Fax: 03-5292-2912
デ ザ イ ン：松沢　浩治（株式会社ダグハウス）
印刷・製本：ベーテルフォト印刷株式会社

※本書の一部、または全部を無断で転送することを禁じます。

編集
特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC）
発行
外務省